

作業報奨金の支給の在り方検討委員会

○ 拘禁刑下で生じる問題点

拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の支給水準について検討すること。（衆・参議院法務委員会附帯決議）

- ・拘禁刑施行後は、受刑者の特性に応じて作業と指導を組み合わせることで実施することとなるため、受刑者によっては、作業に従事する時間が減少し、出所後の当座の生活資金としての性質を有する作業報奨金の釈放時支給額が減少する可能性がある。
- ・刑期が短い受刑者ほど、釈放時支給額が少なくなり、出所後における円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがある。

○ 検討委員会の趣旨

「刑法等の一部を改正する法律」の施行に当たり、上記問題点を踏まえて検討する必要があるため、外部有識者を招へいして検討委員会を開催。

<委員（敬称略、50音順）>

- 只 木 誠（中央大学法学部教授）
- 福 田 隆 之（アクセンチュア株式会社マネジング・ディレクター）
- 藤 野 京 子（早稲田大学文学学術院教授）
- 松 田 治（元名古屋矯正管区長）

○ 検討の概要

現状

< 等工別分布図 >

【単位：円／時間】

等工	1等工	2等工	3等工	4等工	5等工	6等工	7等工	8等工	9等工	10等工
基準額	56.0	44.2	35.7	29.5	23.7	21.1	16.4	13.0	10.0	7.8

・ 出所後の当座の生活資金としての性質を有し、原則として釈放時に支給

- ・平均収容年月 27か月
- ・釈放時支給額（一人当たり）80,879円（R5年度予算額）
- ・作業報奨金の釈放時支給額は、生活保護法に基づく1か月の生活扶助基準額等を目安としている。

検討の方向性

- ・作業に従事する時間が現行よりも短くなることを踏まえ、作業報奨金支給額が出所後の当座の生活資金としての水準を維持することが必要。
- ・拘禁刑下においても現在の作業報奨金の支給水準は維持。

上記2点を踏まえた上で、「目に見える成果を基準に加算ができる項目を増やす」ことを前提にした基準を設けることが重要。

- **作業等工に対する基準額の上昇**
主に、低等工層の基準額を現在よりも上昇させる。
- **報奨金計算額の加算項目の追加**
就労意欲の喚起、動機付けにつながるよう実績を重視する。
- **入浴終了後の時間の有効活用**
入浴終了後の時間を有効活用する。

→ 拘禁刑施行後、作業報奨金の支給推移を確認しつつ、おおむね3年後を目処に再検討が必要。